資料１－３

平成３０年度当初予算における
使用料・手数料等について

公共料金については、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則、国・県における基準等を踏まえ、市民生活に与える影響などを勘案し、必要最小限度の新設及び改定を行う。

■新設　２件

名　　称	主　な　内　容
環境関係手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに土壌汚染対策法の改正に伴い、当該認定等に係る手数料を新設 １　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により新設する手数料 　複数事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定　147,000円　他 ２　土壌汚染対策法の改正により新設する手数料 　汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認　120,000円　他 ［条例施行期日：H30.4.1］
消防関係手数料	高圧ガス保安法の改正により、高圧ガスの製造許可等に係る権限が県から移譲されることに伴い、当該許可等に係る手数料を新設 高圧ガスの製造の許可　7,400円～560,000円　他 ［条例施行期日：H30.4.1］

■改定　５件

名　　称	主　な　内　容
国民健康保険料	国民健康保険事業の広域化や財政支援が強化されたことに伴い、保険料を改定 平均改定率　△1.9% １　保険料率（年額）　（単位：円） 区分 ／ 所得割 改定前 ／ 所得割 改定後 ／ 被保険者均等割 改定前 ／ 被保険者均等割 改定後 ／ 世帯別平等割 改定前 ／ 世帯別平等割 改定後 医療・支援金分 ／ 8.93% ／ 8.77% ／ 26,040 ／ 25,680 ／ 34,320 ／ 33,360 介護分 ／ 2.25% ／ 2.12% ／ 10,320 ／ 9,720 ／ 8,160 ／ 7,080 ※保険料額は、次のア、イ、ウの合計額となる。 ア　世帯の総所得　×　所得割(%) イ　被保険者均等割(1人当たり定額)　×　被保険者数 ウ　世帯別平等割(1世帯当たり定額) ２　一人当たり保険料（年額）　（単位:円） 区分 ／ 改定前 ／ 改定後 ／ 改定幅 ／ 改定率 医療・支援金分 ／ 91,539 ／ 90,275 ／ △ 1,264 ／ △ 1.4% 介護分 ／ 30,731 ／ 28,530 ／ △ 2,201 ／ △ 7.2% 全体 ／ 101,034 ／ 99,090 ／ △ 1,944 ／ △ 1.9% ３　賦課限度額 （改定前）89万円　→　（改定後）93万円 ［告示日：H30.4.1］

名　　称	主　な　内　容
介　護　保　険　料	第７期介護保険事業計画（H30～H32）に合わせ、第１号被保険者（65歳以上）の保険料を改定 基準月額　5,150円　→　5,300円（対第６期　＋150円、改定率2.9%） ［条例施行期日：H30.4.1］
認定こども園使用料	国の制度改正に合わせ、所得が一定水準未満の世帯に対する保育料軽減を強化するため保育料を改定 【対象】年収360万円未満世帯の1号認定保育料 【内容】第1子(月額)　11,980円 → 7,990円　他 第2子(月額)　5,000円 → 3,000円　他 ［規則施行期日：H30.4.1］
環境関係手数料	政令改正に伴い、解体自動車の破砕業に関する手数料を改定 解体自動車の破砕業の範囲の変更許可　75,000円 → 67,000円 ［条例施行期日：H30.4.1］
消防関係手数料	政令改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料等を改定 特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可 830,000円～6,770,000円　→　880,000円～7,070,000円　他 ［条例施行期日：H30.4.1］